

兵高教組 2019年11月5日 確定速報 No.3 調査情報 16号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

10月29日(火) 第1回 賃金権利確定交渉

今も続く地域手当1.5%削減分を直ちに回復せよ! 未だ28.5%が現給保障中。現給保障の継続を!

10月29日、高教組・従組・兵庫教組は合同で、2019年度の第1回賃金権利確定交渉をもちました。冒頭に3組合から要求書を提出し、組合の委員長の挨拶に続いて、県教委側からは和泉教育次長が県人事委員会勧告の内容や国・他府県の動向、県の財政状況を説明しました。これに対して組合側からは、県人事委員会勧告を出発点として、実質的に削減が続いている地域手当1.5%分の回復と、現給保障の継続、中高年齢層の賃金改善、休暇制度の拡充など、勧告を上回る改善を求めました。

教育次長はいくつか回答をしましたが、知事の談話を引用して県財政の厳しさを述べ、改善についての具体的な言及はありませんでした。ただ、現給保障者が高校教育職で28.5%もいることが明らかとなり、この継続が重要であることが浮き彫りになりました。「行革」を口実に10年以上にわたる県職員の賃金削減や人員削減、県民サービスの切り下げなどがおこなわれ、それでもなお県財政が厳しいというのは失政でしかなく、そのつけを私たちが再び引き受けるわけにはいきません。

今後、具体的な回答・見解を引き出し、切実な要求の実現をさらに求めていきます。11大要求署名の集約を急ぎましょう。次回の交渉は11月6日(水)です。



教育次長からの説明・回答

多額の県債などがあり、行財政運営は予断を許さない

和泉教育次長は、まず県人事委員会勧告・報告の内容を説明しました。(調査情報12号参照)

さらに、2018年度決算で収支均衡を達成したことを「行革」の成果と言いつつ、まだ多額の県債などの償還の必要性に言及して、「本県の行財政運営は予断を許さない」と説明しました。

交渉団からの要求

タイムカードなどで客観的な勤務時間把握を!

- 人事委員会の「報告」は、昨年に続いて「学校における勤務時間の把握が十分になされていない」としている。どう受けとめているのか。勤務時間把握が進まない原因は何だと考えているか。その解決のためにどういった対策を講じるのか。
- 超勤縮減のためには、教職員を増やして少人数学級を進めるしかない。この点では、夏に懇談した各市の教育長と認識を共有した。
- 学校閉庁日が設けられたが、勤務を要しない日とするべき。あわせて、夏季休暇を増やして。

- 教頭が「前任校では従事時間申告書の提出が100%だった」と言うが、全員「8:30-17:00」と書いていたそうだ。全然実態が把握できていない。簡単にできるタイムカードで勤務時間把握を。実態がわかれば、「人を増やせ」をもっとと言える。
- アンケートに青年教職員から「22時に勤務終了して、翌朝は6時30分に出勤。子どもたちに疲れた顔を見せたくないが、このままあと何十年も働けるか心配」という声が寄せられた。この思いに寄り添った、賃金・勤務条件の改善をしてもらいたい。
- 今年度、正規の校務員がいない学校が約30校。ぜひとも新規採用の再開を。パートの調理員の募集をかけても、民間より待遇が低く、なかなか集まらない。年休も夏季休暇も取れないのが現場の実状だ。
- ガソリン代が高騰している。持ち出しにならないよう、通勤手当を実質に見合ったものに。
- 会計年度任用職員制度の導入に向けての改善を。
- 再任用時に掛ける雇用保険は掛け捨てではなく、再任用を終えて65歳以上なら「高年齢求職者給付金」の支給を受けられる。対象となる全員に、離職票の交付や説明など統一した対応をお願いしたい。

「行革」が終わったのなら、「行革」カットの回復を! 地域手当を上げずに現給保障廃止は許されない!

- 「行革」が終わったのなら、「行革」でカットしていた地域手当1.5%分を回復するべき。公民比較方法の改悪で、地域手当1.5%削減分を含む約8,000円の公民較差が覆い隠されているのは許せない。人事委員会も「行革カットが10年間続いた影響は大」「知事の要請で公民比較方法を見直した」「『行革』による人員削減が、比較方法を変えることになった原因」という認識を示している。勧告の実施はそもそも最低ライン。さらに勧告を上回る改善を。
- 2017年度の交渉で、私たちは妥結していないが、2019年度末での現給保障の廃止が回答された。しかしその後、昨年度の公民比較方法の見直しという大きな変化があった。現給保障をなくすと完全に賃下げになる。現給保障を維持すべき。

教育次長の再回答

- ◆ 人事委員会勧告の趣旨の尊重を基本姿勢に、検討を進めていく。
- ◆ 地域手当については、昨年の公民比較方法の見直し(改悪)の中で、地域手当1.5%分がない状態での較差となった。そういう勧告を尊重する中で昨年度の改定(地域手当削減分の回復なし)。
- ◆ 現給保障者の人数と割合 [2019.4.1.現在]

行政職	1,359人	14.7%
高校教育職	2,262人	28.5%
技能労務職	112人	23.3%

- ◆ 現給保障は「暫定措置」。2017年度の交渉を経て、2019年度末で廃止と給与条例を制定。(高教組は2017年度確定交渉で妥結せず)

本来上がるべき月8,000円が、いまだ上がっていない 県「行革」カットは、まだ終わっていない

小野委員長からまとめの発言

次長の回答にあったが、高校教育職の現給保障者は行政職のほぼ倍の割合。昇格の機会が少ないために、高校教育職で現給保障がいかにも多く残っているのが明らかになった。従事時間申告表には自動入力等の機能はあるにしても、実際にどんな実態なのかを、次回以降伝える中で、ぜひとも検討していただきたい。人事委員会との会見で、私たちが最も強調したのは、一般職においても「行革」カットが未だ決着していないということ。そして改めて感じたのは、公民比較方法の検証を知事が要請したのは何だったのかと

- 現給保障者の人数・割合を教えてください。
- 県教委の認識を聞きたい。地域手当1.5%削減分は回復しているのか? 「総合的見直し」は給料表だけ引き下げて地域手当が上がり切っていないが、完成しているのか? 未完成ならば、現給保障は継続する必要があるのではないのか?

中高年齢層、再任用者も含めて、全職員の賃金改善を!

- 高齢層の給料表の改定がなく、しかも再任用者は一時金の改善もないというのは、ひどい。再任用者の手当・一時金の改善を含めて、何とか工夫して生活改善につながるような改善をお願いしたい。
- 中高年齢層も含めた、全職員の賃金改善を。
- 再任用者の給与の、各級の最高号給に対する割合を月額および年収で教えていただきたい

- ◆ 再任用者を含めた高齢層の給与について、指摘があった通り、給与改定は30台半ばまで。現給保障の廃止で実額として痛みが出ることは認識している。
- ◆ 現状の勤務時間の把握が大事だという認識は同じ。従事時間申告表はファイルを立ち上げたときに時刻が自動入力できる機能があるので、実質上タイムカードで打刻するのと同様。(全然違います)
- ◆ 超勤問題の抜本的な改善には、定数改善や加配教員の充実が不可欠だということは認識している。国に対しても引き続き要請していきたい。その一方で、業務をどう減らしていくのかについては、引き続き検討していきたい。
- ◆ 今後の回答を求められたものについて、回答できるものについては次回以降に回答してまいります。

ということ。知事は、私たち県職員のことをどう考えているのか。当初「行革」カットは5年としていたのを10年に引き延ばし、その最後にこんな要請をおこなって「行革」カット終了を成し遂げたと強弁している。職員の暮らしに直結する賃金の重みをどう考えているのか。県「行革」は私たちだけでなく県民との約束。その重みを受けとめていただきたい。

今年度の確定交渉は、本来平均で月8,000円上がる賃金が上がっていない、その痛みを現実として実感して初めての交渉になる。知事にこれほどまでに大切にされていないという思いをどれだけ払拭できるかというところに今年度の交渉の意義がある。

子どもたち、教職員の幸せのために、お互いの信頼関係に基づいて交渉を進めていきたい。